

2021年12月1日号

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト

<http://hibakutokenkou.net/>

元福井地裁裁判長

# 樋口英明氏

11月4日広島地裁の

## 原発運転

## 差止め認めぬ

## 決定を検証する



## 一般社団法人「被曝と健康研究プロジェクト」役員

顧問 有馬理恵 劇団俳優座女優  
石塚 健 医師  
沢田昭二 名古屋大学名誉教授、内部被曝研究者  
曾根のぶひと 九州工業大学名誉教授  
玉田文子 医師  
西尾正道 北海道がんセンター名誉院長  
本行忠志 大阪大学医学系研究科教授  
益川敏英 ノーベル物理学賞受賞（2021年7月ご逝去）  
松崎道幸 北海道旭川北医院院長  
矢ヶ崎克馬 琉球大学名誉教授

代表理事 田代真人 ジャーナリスト  
理事 浅野真理、住田ふじえ  
監事 三宅 敏文



「LETTER」の内容についてのご意見は下記へお寄せください。  
一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト 代表 田代真人  
〒325-0302 栃木県那須町高久丙4 0 7 - 9 9 7  
Eメール：masa03to@gmail.com

樋口 英明

## 1 はじめに

2020年3月11日広島地裁に愛媛県の伊方原発3号機の運転差止仮処分が申し立てられました。

この仮処分の特徴は、「誰でも理解できる」ゆえに「誰でも議論に参加できる」そして「誰でも確信が持てる」という理論（「樋口理論」と言われています）に基づいて裁判を展開したものです。現にこの仮処分の申立書は弁護士ではなく、住民本人が起案しました。このようなことはこれまでの訴訟ではあり得なかったことなのです。

この仮処分事件における住民側の主張の筋立て（樋口理論）は、以下のとおり極めてシンプルなものです。

第1	原発事故のもたらす被害は極めて甚大
第2	それ故に原発には高度の安全性（事故発生確率が低い事）が求められる
第3	地震大国日本において原発に高度の安全性が求められるということは、原発に高度の耐震性が求められるということに他ならない
第4	しかし我が国の原発の耐震性は極めて低く、それを正当化できる科学的根拠もない
第5	よって、原発の運転は許されない

## 2 仮処分とは何か

原発の運転差止の正式裁判は、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所の判断を経なければ決着がつかないのが原則です。しかし、その間に地震等で原発の過酷事故によって住民の生命や、生活が奪われることになっては取り返しがつきませんので、原発差止め訴訟の正式裁判の勝訴判決の確定を待たないで仮に原発の運転を差し止めるのが仮処分です。

原発訴訟の他に、例えば、出版によって名誉やプライバシーを侵害されそうになった人が出版社相手に出版禁止の仮処分を申し立てることがあります。

## 3 原発の規制の仕組みと基準地震動

現在の規制基準では原発の敷地毎に将来襲う最大の地震動（基準地震動）を予知、予測してそれに合わせて耐震補強工事をすることを規定しています。この基準地震動は

原発敷地毎に違って、伊方原発は建造当初475ガルでしたが、現在は650ガルです。茨城県にある東海第2原発は建造当初270ガルでしたが、現在は1007ガルです。福島第一原発も建造当初270ガルでしたが事故当時は600ガルでした。原子力規制委員会はそのガル数が適切かどうかや耐震補強工事の状況等を判断して運転許可を出しています。

ガルというのは、加速度の単位で地震の揺れの強さを示します。概ねの目安としては、以下の表が示されています。この表によれば、最大震度7の激震に備えてある原発はほとんどありません。

震度と最大加速度の概略の対応表

(国土交通省 国土技術政策総合研究所)

震度等級	最大加速度 (ガル)
震度7	1500ガル程度～
震度6強	830～1500ガル程度
震度6弱	520～830ガル程度
震度5強	240～520ガル程度
震度5弱	110～240ガル程度
震度4	40～110ガル程度

多くの方が、

- ①そもそも将来にわたる最大の地震の強さが分かるものであろうか、
- ②その程度の耐震性で大丈夫だろうか、
- ③東海第2原発のように当初270ガルの耐震性で造られたものが、1007ガルまで耐震性を上げることができるのだろうか、

という素直な疑問を抱かれると思います。

#### 4 住民側の主張

このような多くの方が当然に抱くであろう疑問を今回の裁判で問題にしたのです。その第1は、四国電力の「基準地震動650ガルを超えるような地震は来ません」というような地震予知に等しいことはそもそも今の科学ではできないのではないかという疑問です。地震の強さであるガルはマグニチュードと震源の深さだけでなく、地層の状況とか地震波の伝わり方等の様々な要素に影響を受けて決まるので、それを予め予想して「これ以上のガル数の地震は来ません」というようなことは言えないと主張したのです。

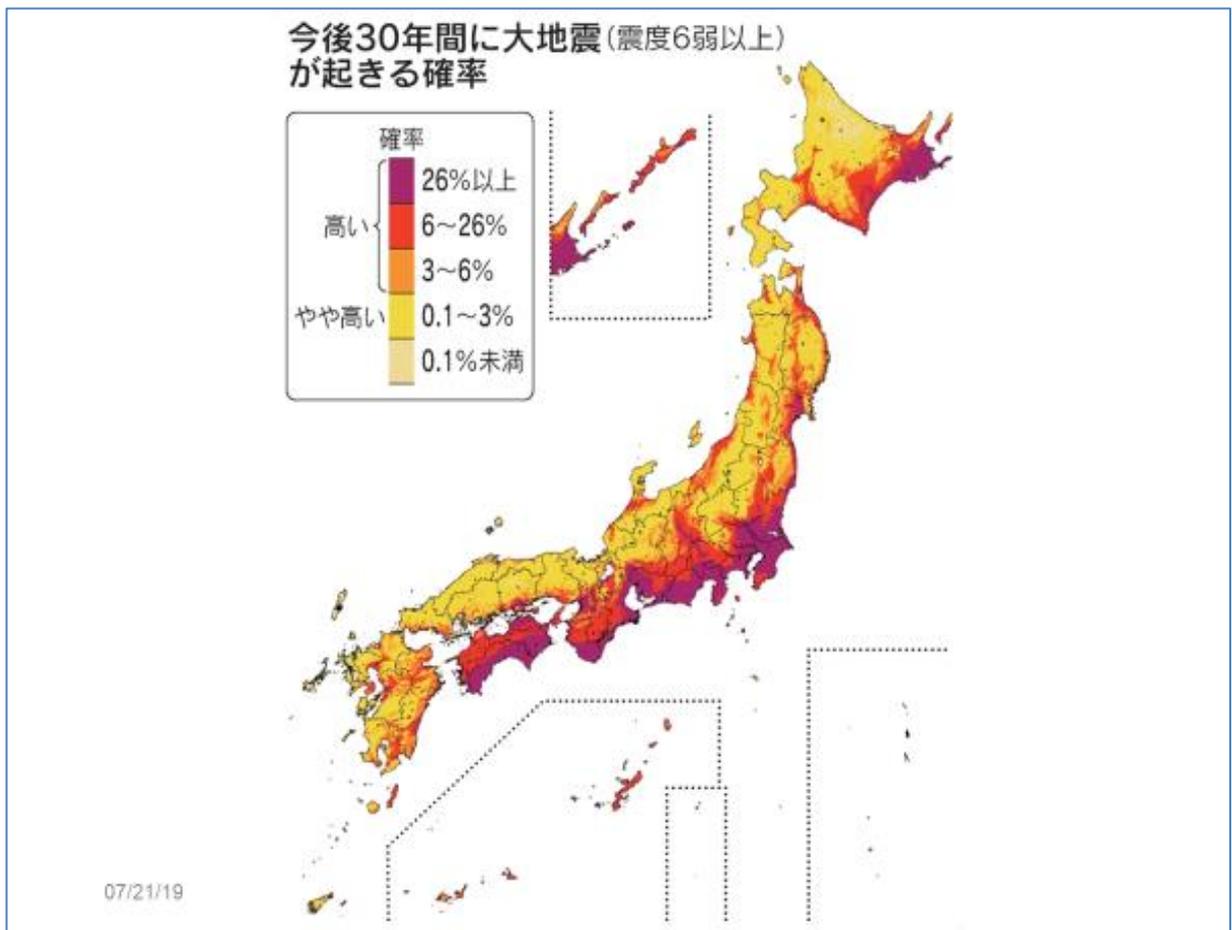
仮に、そのようなことが可能だとしても、650ガルというのは実際の地震観測記録等に比してあまりにも低いのではないですかという問題を提起したのです。今までの訴訟では、例えば650ガルという数字を導き出すその算定過程に着目して、計算過程のどこがおかしいのかを中心に専門技術論争が繰り広げられてきました。法廷はさながら学術論争の場となってしまいました。そうすると裁判所も訳が分からなくなり、結局、専門家である原子力規制委員会が許可したのであるから、それで構わないのではないかと

という判断になってしまっていたのです。

しかし今回の裁判では、「現在の地震学においては、そもそも最大地震動の予知予測はできないのではないか」という骨太の科学論争が住民側と四国電力との間で交わされました。住民側は、実際の地震観測記録を重視してそれを基準地震動と比較することが、すなわち客観的事実を重視するという科学的発想に基づく判断の仕方だと主張しました。

## 5 南海トラフ地震181ガル問題

- (1) わが国の国土は世界の陸地の約0.25パーセントですが、その国土に世界の原発の約10パーセントが存在しています。そして、世界で起きるマグニチュード6以上の地震のうち約20パーセントがわが国やその周辺で起きています。次の日本地図はわが国における地震研究で一番権威があるとされている地震研究



推進本部が本年発表した地図とその際の平田直参事のコメントです。日本で強い地震(震度6弱以上の地震・概ね520ガル以上)が来ないと言えるところはまったくありません。わが国には地震の空白地帯はないのです。地震予知はできませんが、強い地震がどの地域に来る確率が高いかということだけは想定できるとされています。この地図で四国から静岡県にかけての色が特に濃くなっています。この地域には南海

トラフ地震の発生が予想されているからです。

## (2) 南海トラフ地震



NHK テレビから

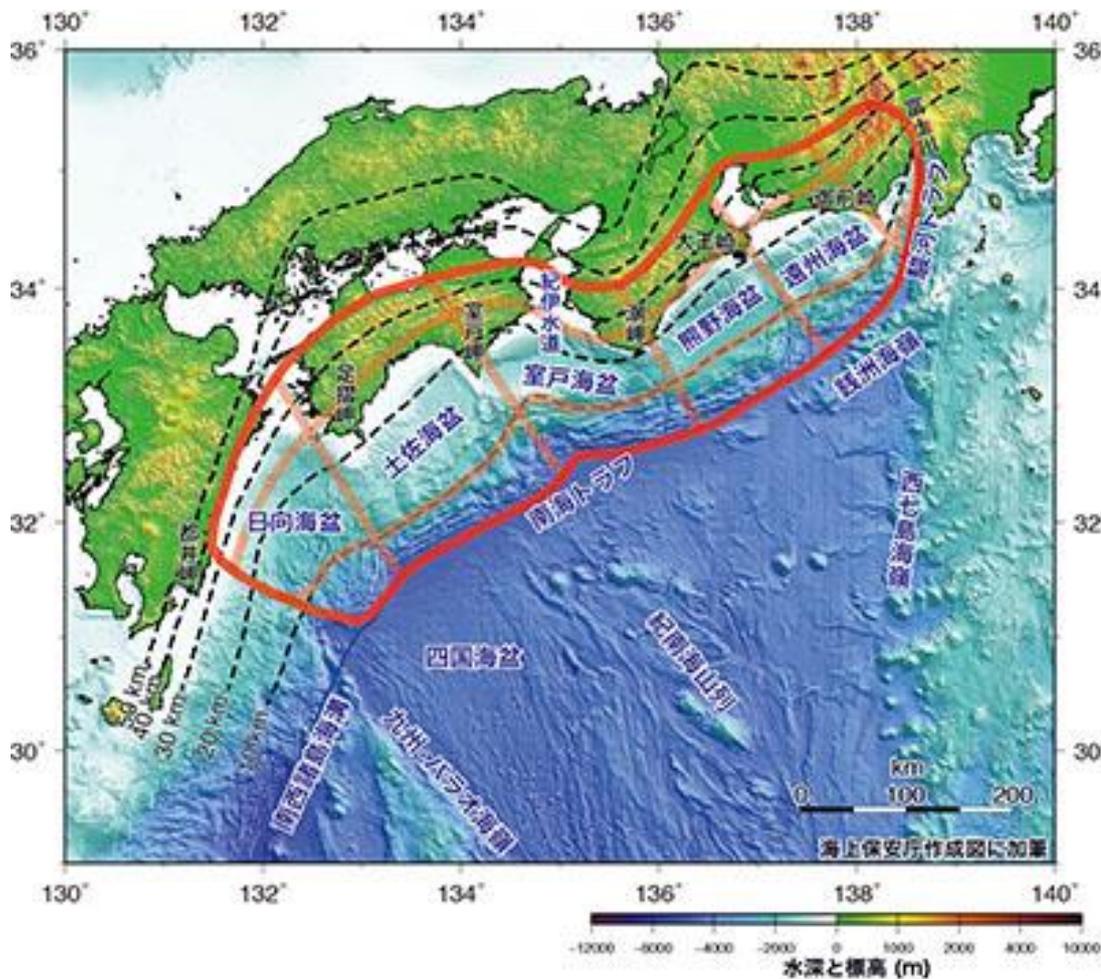
南海トラフ地震はプレート間巨大地震であり、我が国における地震に関する最高の権威とされている文部科学省の機関である地震調査研究推進本部は、次の見解を示しています。

将来の地震発生の可能性

地震の規模 : マグニチュード (以下「M」で示します) 8～M9 クラス

地震発生確率: 30年以内に、70%～80%

その震源域は次の地図の赤線で囲まれた部分であり、伊方原発は震源域の北端 (愛媛県佐田岬半島の根元付近) に位置します。



南海トラフ地震による被害は四国を含む広範囲の国土に及び、最悪で20万を超える人命が失われ、長期的な経済的損失は1000兆円を超えるとされています。

南海トラフ地震はその規模においても、被害の大きさにおいても、更に発生確率の高さにお

いても、現在我が国で最も恐れられている地震なのです。京大の鎌田教授は、南海トラフ地震という名称はその実態にふさわしくない。「西日本大震災」と呼ぶべきだと言っています。

### (3) 南海トラフ181ガル問題とは

四国電力は、今回の広島地裁に申し立てられた仮処分で、住民側の質問に答えて、「M9の南海トラフ地震（西日本大震災）が伊方原発直下で起きたとしても伊方原発敷地には181ガルしか来ない」と明言しました。

四国電力は南海トラフ地震が伊方原発直下で起きても、①震源の深さが41キロメートルと深いこと、②伊方原発の岩盤が固いことを考慮に入れて計算してみると181ガルという計算結果が得られたと主張したのです。

伊方原発の基準地震動は650ガルです。基準地震動は将来その原発を襲うであろう最大の地震動を予測して決められます。伊方原発では、①伊方原発から北側約8キロメートル余り離れた中央構造線に係る活断層が動いてM8.7の地震が起きた場合に伊方原発の敷地に到来する地震動が650ガルと算定され、②M9の南海トラフ地震が伊方原発直下で起きた場合に伊方原発の敷地に到来する地震動が181ガルと算定され、高い方の650ガルが基準地震動になったのです。

### (4) 南海トラフ181ガル問題を巡る議論

従来の裁判においては、このようにガル数が問題となったとき、電力会社の計算根拠を巡って直ちに専門技術論争に入っていたのです。そこでは、

181ガルという数字が我が国で起きた地震の実際の観測記録に照らしてどのような水準にあるのかの議論は一切されてこなかったのです。また、私たちが当然に抱くであろう疑問、「そもそも将来襲うであろう地震の強さが正確に予測できるのだろうか」ということが論じられてこなかったのです。

今回の広島地裁に申し立てられた仮処分では、住民側は当初から伊方原発の基準地震動650ガルが地震の実際の観測記録に照らして高いのか低いのかを問題にしていたのです。そのため必然的に、650ガル、181ガルという数値がどのような計算過程によって導かれたのかということよりも、650ガル、181ガルという数値が我が国の実際の地震観測記録上いかなる水準にあるのかに焦点が当たることになります。要するに650ガル、181ガルという地震がこれまでの地震の観測記録から見て強い地震なのか、弱い地震なのかを論じることになります。

※ 我が国は4つのプレートの境目に位置している世界でも唯一の国です。多くの地震はプレートの境目付近で起きています。プレート間巨大地震はそれらの地震の中でも、一方のプレートの沈み込みによって長年にわたり押し下げられた他方のプレートが耐えられなくなって跳ね上がることによって起きるM8クラス以上の地震を言います。東北地方太平洋沖地震や南海トラフ地震（西日本大震災）がこれに当たります。

## (5) 181ガルが信用できないことが持つ意味

原子力規制委員会は電力会社が算定した複数の地震動の中で最も高い地震動を基準地震動としています。前記のように伊方原発では、①中央構造線に係る想定地震動650ガルと②南海トラフ地震に係る想定地震動181ガルとを比較して、高い方の地震動である①の650ガルを基準地震動としています。

しかしここで②の南海トラフ地震が伊方原発直下で起きても伊方原発敷地には181ガルの地震動しか来ないということが信用できないということになると、当然ながら伊方原発の基準地震動650ガルも信用できないということになるわけです。

これを体重測定に例えると、一番体重の重い人が選ばれるシステムで、選ばれた人の体重測定がたとえ正確であったとしても、他の人の体重測定がいい加減ならば選ばれた人が一番重いとは言えなくなるのと似ています。

## 6 過去の地震観測記録との対比

### (1) 181ガル以上の地震の発生頻度

地震観測網が整備された2000年以後のわずか20年間で伊方原発の基準地震動である650ガル以上の地震動を記録した地震は30回以上に及んでおり、181ガル以上の地震動を記録した地震は優に180回を超えています。

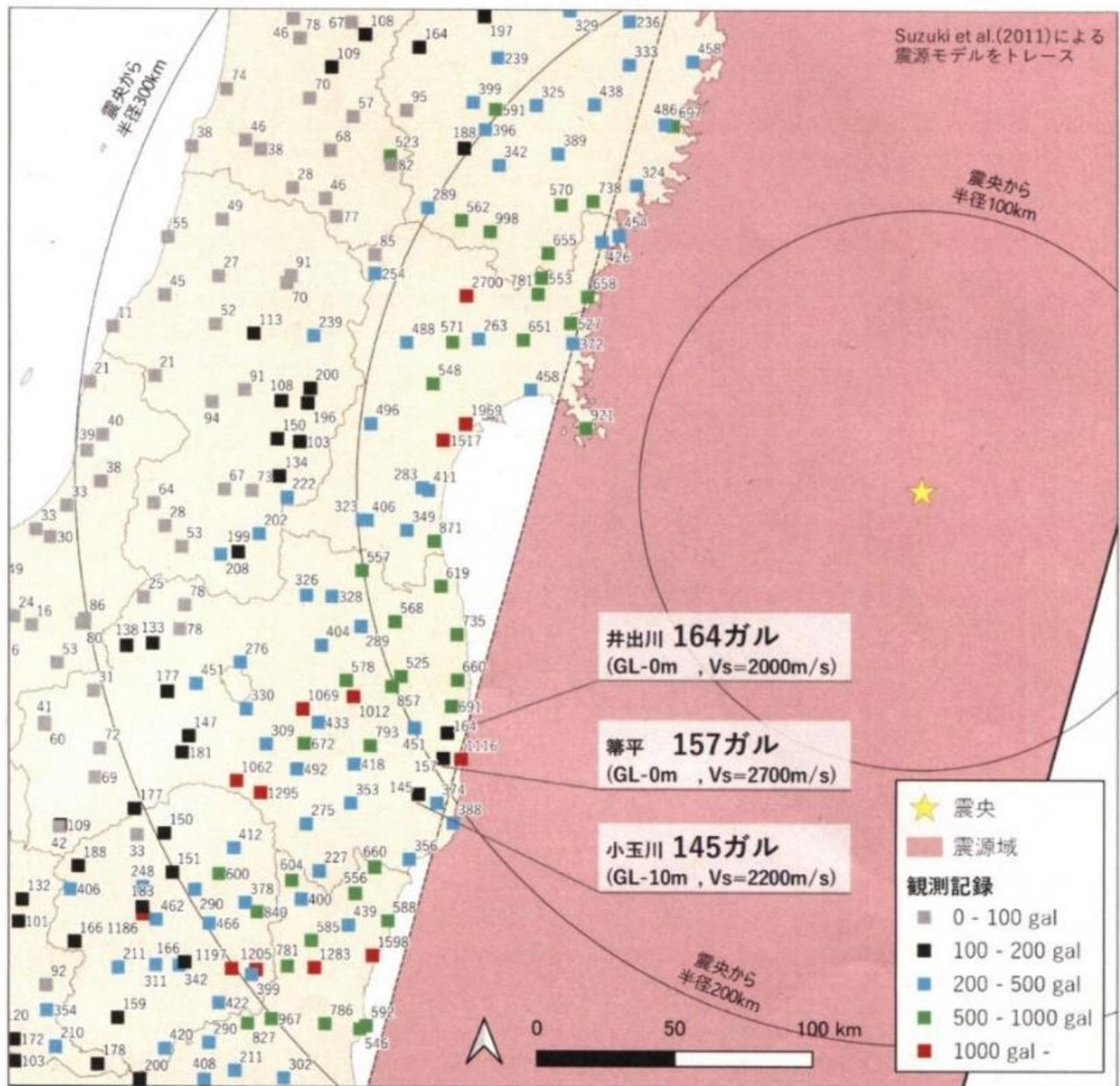
### (2) 東北地方太平洋沖地震との対比

2011年3月11日東北地方太平洋沖地震はM9.0、震源の深さは24キロメートルと四国電力が想定する南海トラフ地震の震源の深さ41キロメートルよりは浅いものの、牡鹿半島の東南東約130キロメートルの沖合で発生しました。最大加速度2933ガルの地震動をもたらした（同観測地点から震央までの距離は175キロメートル）、30箇所以上の観測点で伊方原発の基準地震動である650ガル以上の地震動を記録し、181ガル以上の地震動を観測した地点は200箇所以上でした。

原発は固い岩盤を基準として設計されると言いますが、震央から180キロメートルの距離にある福島第一原発の固い岩盤で675ガルが観測されました。

次の図は四国電力側が裁判において提出した図面です。四国電力がこの図面を出してきた意図は、マグニチュード9の東北地方太平洋沖地震であっても井出川、箒平、小玉川は、伊方原発と同様に地盤が非常に固いので他の観測地点よりも低く、181ガルを下回ったのではないかということです。しかし、この図面からは震源から200キロメートル以内で181ガル以下が観測されたのは3箇所だけということ、震源に一番近い井出川観測所でも震央から190キロメートルも離れていることがわかります。この地図で見ると、井出川観測所が震源から近くに見えますが、東北地方太平

洋沖地震が海で起き、東北地方の各県の面積が大きいためにそのように見えるのです。しかし、この地図を伊方原発敷地に当てはめると伊方原発敷地から190キロメートルには佐賀市・宮崎市・高松市・岡山市が位置します。伊方原発直下で発生した地震の伊方原発敷地における揺れと佐賀市や岡山市の揺れとを比べるのはおかしいことだし、佐賀市や岡山市でも164ガル（前記井出川の地震観測記録）の揺れをもたらすのなら、震源の真上にある伊方原発の揺れの強さはいかほどかと想像するだけで恐ろしいものになるのではないか。このように住民側が指摘すると四国電力は黙ってしまいました。



(防災科研公表の観測記録及び乙198を基に債務者作成)

図4 2011年東北地方太平洋沖地震における硬質岩盤サイトの観測記録とその周辺のK-NE T及びKiK-netの観測記録

### (3) 千葉県西北部地震

本年10月7日千葉県西北部でM6.1の地震が起きました。千葉市のほぼ直下で起きて震源の深さは81キロメートル、四国電力の予想する南海トラフ地震の震源より約2倍の深さでした。震源が深くなると地震動は弱まります。地震規模は南海トラフ地震の約2万分の1にすぎませんでした。150ガルの地震動が観測されました。

## 7 地震観測記録の分析

幸いにもわが国では、少なくとも近代（明治以後）において陸域を震源とするプレート間巨大地震はなかったため、国民の誰も直下で起きたプレート間巨大地震を経験したことはありません。東北地方太平洋沖地震（M9.0）のような超巨大地震が海域ではなく陸域で起きれば、その震源の真上の地表にもたらされる地震動はかつて記録された最高の地震動をも超えることが予想できます。わが国で今まで記録された最高の地震動は岩手宮城内陸地震（M7.2）の4022ガルです。M9.0の地震のエネルギーはM7.2の地震のエネルギー量の約500倍です。ですから、少なくとも4022ガルを超える可能性は否定しようがないと思われまます。

四国電力を含む電力会社の地震動策定の手法は大変複雑です。複雑な計算過程を経て導き出された結果だからこそ、計算結果に合理性があるかどうかの検算の必要性が高くなるといえます（これは我々が学校で学んだことです）。検算として最も有力で簡明な方法は計算結果と実際の地震観測記録とを照らし合わせることです。

4項であげた実際の地震観測記録と照らし合わせても、四国電力の「M9の南海トラフ地震が伊方原発直下で起きたとしても、伊方原発敷地には181ガルしか到来しない」との主張は極めて現実離れしたものです。南海トラフ地震の地震規模は東北地方太平洋沖地震に匹敵するものになることが想定されていますが、宮城県牡鹿半島の東南東約130キロメートルで起き、そこから388キロメートル離れた東京都新宿で202ガルの地震動をもたらした地震に匹敵する規模の地震が起きて、その真上の伊方原発敷地の地表面において181ガルの地震動しかもたらさないということが果たしてありう

年月日	地震名	規模	震源の深さ	観測地点	震央*からの距離	ガル
2011.3.11	東北地方太平洋沖	M9.0	24km	東京都新宿	388km	202ガル
同上	同上	同上	同上	福島第一原発	180km	675ガル
2021.10.7	千葉県西北部	M6.1	81km	千葉市	1 km	150ガル
不明(未発生)	南海トラフ	M9.0	41km	伊方原発敷地	0km	181ガル

るでしょうか。以上の数値をまとめると上記のような表になります。\*震央とは震源の真上の地表面または海面をいいます。

四国電力は、181ガルを超えないことの理由として、①震源の深さが41キロメートルと予想されること、②伊方原発周辺の地盤が固いということで説明しました。しかし、震源の深さ41キロメートルは特に深い地震とはいええないし、181ガルを超える地震はわが国では地盤の固いところも柔らかいところも含めていくらでも来ている地震です。181ガルは表1によると震度5弱に当たり、気象庁は震度5弱を「棚から物が落ちることがある、希に窓ガラスが割れて落ちることがある」という程度の揺れとしています。四国電力は、M9の南海トラフ地震が伊方原発直下で起きても原発敷地だけが全く異空間であると言っているようなものです。

これらの説明を受ければ素人でも、容易に「M9の南海トラフ地震が伊方原発直下で起きたとしても伊方原発敷地には181ガルしか来ない」ということがいかに非常識であるかは判断できると思います。

南海トラフ地震に係る181ガルという四国電力の主張する数値は、実際の地震観測記録という客観的資料に目を向けることなく、机上の計算のみによって算出された結果と言わざるを得ないのです。

住民側は、地震の実際の観測記録という客観的な数値に照らして四国電力の地震動想定 of 合理性の有無を検証するという最も基本的でかつ最も科学的な手法によって、四国電力の主張する181ガルという地震動は単に合理性がないだけでなく、全く非常識であることを明らかにしました。

これだけの資料がそろえば、マグニチュードとガルの概ねの関係はお分かりになったと思います。M9の地震が直下で起きても181ガルしか到来しないと張り切るのは、大谷翔平選手が体重を明らかにしていない場合に大谷選手の体重は45キログラムしかないと言い張るのに等しいのです。とてもあり得ないことなのです。

## 8 広島地裁決定の内容

ところが、広島地裁は本年11月4日にこの仮処分申立を却下しました。全ての争点について四国電力と主張を闘わせた結果、四国電力は最後の方は反論できずに黙ってしまいました。そこで、私は訳の分からない裁判官でない限り勝つだろうと思っていたのですが、残念ながらこのような結果となりました。

広島地裁の裁判官は、「M9の南海トラフ地震が伊方原発直下で起きたとしても、伊方原発の敷地には181ガルしか到来しない」という四国電力の非常識な地震動算定についてこれを認めたのです。

広島地裁は、住民側の立証責任の軽減を図った伊方最高裁判決を適用せず、具体的危険性の立証責任はすべて住民側にあるとしました。南海トラフ地震181ガル問題についても、震源特性・伝播特性・増幅特性等に関する修正補正を加えた後でなければ、伊

方原発の岩盤での181ガルと福島第一原発の岩盤での675ガルとを比較して一概に181ガルを不合理だとすることはできないとし、住民側がその修正補正をしていないから具体的危険性の立証がないとしたのです。震源特性・伝播特性・増幅特性という難しい言葉を使っていますが、要するに地層の状況や地震の伝わり方のことです。

住民側は「地層の状況も地震の伝わり方も正確に見極めることはできないので、そもそも最大地震動（基準地震動）は予知予測できない」と主張していたのです。そのような主張をしていた住民側に対して、裁判所は無理難題を押しつけたのです。M9という超巨大地震が原発の真下で起き、原発を直撃しても原発敷地だけは大丈夫というなら、それを立証すべきは電力会社の方でしょう。

今回の決定を例えると以下のように言えると思います。

大谷翔平選手が自分の体重を発表していなかった場合、ある専門家と称する人が「大谷

選手の体重は45キロと推定される」と言ったとします。そこであなたが、「自分の身長は170センチで、体重は70キロを超えている。身長が190センチを超えている大谷選手が45キロのはずがない」と言ったことでその専門家は黙ってしまいました。しかし裁判所は、「大



「毎日」から。伊方原発3号機の運転差し止めを認めない決定が出され、垂れ幕を掲げる原告団＝広島市中区で2021年11月4日猪飼健史氏撮影

谷選手とあなたとは、年齢も・運動歴も・体つきも・体脂肪率も全く異なる。もし、45キロが正しくないというのなら、年齢や・運動歴・体つきや体脂肪率が体重に及ぼす影響について正確に分析した上で、大谷選手の体重を推定してみろ」と言って、その分析ができないのなら専門家の言い分が間違っているとはいえないとして、専門家の方に軍配を上げたのです。

## 9 広島地裁決定の法的な問題点

### (1) 原発事故発生危険性について

今回の広島地裁決定には以下のような法的な問題があります。

裁判所が住民側に全面的に立証責任を負わせたことは、二重の意味で誤っています。

第1に、行政事件に関する伊方最高裁判決の判断枠組み（国や電力会社に立証責任を負わせる）を民事裁判に転用してきたこれまでの下級審判決の流れに反するだけでなく、昭和40年代の公害裁判のころから、当事者の実質的公平のために、立証責任の転換、一応の推定等、様々な理論を駆使して原告住民の立証責任の負担を軽減しようとしてきた法曹界、学会の長年の努力（伊方最高裁判決もその流れの中に位置づけられます）に全く背を向けるものです。今までの裁判例に従うとすると、電力会社の方が「181ガルという想定でも危険性がないこと」を立証しなければならなかったのですが、今回の裁判では、逆に「181ガルという想定では危険だということ」を住民側が立証しなければ住民側が負けるということにしたのです。

第2に、住民対住民・企業対企業などの対等の関係当事者間においてさえ、「『危険性や過失（規範的要件と言われます）が有る』という証明については、立証責任を負っている側だけが立証に努めなければならない」というような考え方はありません。「立証責任」には、(1)学問上の立証責任と(2)どちらが証拠を提出すべきかの二つの意味があります。(1)学問上の立証責任は、真偽不明になったときにどちらが敗訴の負担を負うのかということです。例えば、損害賠償の場合、損害の発生について原告が学問上の立証責任を負い、損害の発生が不明なら原告が敗訴します。(2)どちらが証拠を提出しなければならないかという意味での立証責任は、原則的には学問上の立証責任を負う側が負担します。しかし、規範的要件である危険性や過失の有無が争われる場合には、学問上の立証責任を負っている側だけが証拠を提出しなければならないという考え方はありません。今回の事件に当てはめてみると、危険性を基礎づける事実（例えば181ガルが地震観測記録上極めて低水準であること）については住民側が負い、危険性を否定する方向に働く事実（例えば伊方原発の地下にクッションの役割を果たす地層がある等）は電力会社が立証責任を負うこととなります。広島地裁決定はこの通常の実務の考え方にも反するのです。

以上、分かり易く言えば、原発訴訟においては住民側と電力会社の力関係の配慮等から住民側に下駄を履かせていたのですが、今回の決定は単に住民側からその下駄を奪っただけでなく、電力会社に高下駄を履かせたものといえます。

## (2) 仮処分の必要性について

仮処分は2で述べたように正式裁判(本案)の決着を待っている間に合わなくなるという要件が必要です。この要件について、広島地裁は住民側が、本案判決の決着前(近々)に650ガルを超える地震が到来することを立証しなければならないとしました。たとえ南海トラフ地震によって650ガルを超える地震が到来する危険性を住民側が立証できたとしても、近いうちに例えば5年内に地震が起きることまで立証せよというわけです。そのような立証は、地震学者を含めて誰もできません。それを立証しなければ原発の運転の差し止めは認められないとしたのです。このような考え方も広島地裁が初めて採用した独自のものです。

## 10 広島地裁の決定についての感想

広島地裁は9(1)で述べたように先人達が営々と積み重ねてきた「法廷の場においては当事者の実質的平等を図らなければならない」という叡智をいとも簡単に捨て去りました。その上で、住民側に無理難題を次々に要求したのです。見方によってはそうするしか四国電力を勝たせる道がなかったのでしょうか。それだけではなく、広島地裁の裁判官には住民側に対する強いマイナス感情が見て取れます。

福島原発事故前に住民側の差し止め請求を認めなかった裁判例はたくさんありますが、広島地裁よりはもっと丁寧に裁判し、もっと丁寧に住民側に接していたと思います。私は裁判所には福島原発事故を未然に止められなかったことについて責任の一端があると思っています。福島原発事故が起きてしまった以上、裁判所は「原発が安全なのか、危険なのか」について真正面から向き合わなければならないと思います。

規制基準は国会で制定された法律ではなく、原子力規制委員会が自ら作成したものです。田中俊一前委員長は「原子力規制委員会は規制基準に適合しているかを審査しているだけ。審査に通ったとしても安全だとは申し上げません」と発言しています。他の機関が規制基準を作成しているならともかく、自ら作成しながら「規制基準に適合しても安全だとは申し上げません」と言うのはなんとも無責任な話です。それは「規制基準は国民の命を守るための内容にはなっていません」と自白したに等しいのです。そして、伊方原発の審査においても、原子力規制委員会は「M9の南海トラフ地震が伊方原発の直下で起きても伊方原発敷地には181ガルの地震動に留まる」という四国電力の計算結果について何の疑問も呈さずに審査を通してしまったのです。

このような状況下で、誰が原発の安全性を判断すべきでしょうか。国民の人権擁護の最後の砦である裁判所において他にはありません。そこで、住民は、「私達の命は風前の灯火となってしまった」として、裁判所に「助けて欲しい」と訴えたのです。しかし裁判所は住民の訴えに耳を貸すことなく、「原発を止めて欲しいなら、伊方原発に近々650ガルを超える地震が来ることを証明しなさい」と言ったのです。近時の地震学で

は「地震の予知予測はできない」というのが定説です。地震学者にもできないことを住民に課したのです。

「南海トラフ地震181ガル問題」について従来の裁判例に従って伊方最高裁判決の判断枠組みを採用すると、電力会社に「181ガルを超える地震動は来ない」ことの証明を求めざるを得なくなります。ところがそのような証明はとてもしようがないことから、広島地裁は、伊方最高裁判決の判断枠組みを採用しないとしました。そして、先人達の叡智である立証責任の実質的公平性も排斥し、何から何まで住民側に立証せよと言って電力会社を勝たせたのです。私はこのことから今回の結果は残念でしたが、「樋口理論」の効果をはっきり知りました。

誰にでも理解できる理論であるために、電力会社は正面から反論することができないことが明白になりました。わが国の地震研究の最高権威である地震調査推進本部も火山学者も南海トラフ巨大地震（西日本大震災）は近い将来必ず来ると言っています。カウントダウンは開始されたのです。一日も早く原発を安全な状態にすることが急務です。そのためにはまず原発を止めなければなりません。原発を止めるためには、裁判に勝利すると共に、私たちは「原発事故は被害が甚大な上に、事故発生確率が高い」ということを知らなければならないと思います。東日本大震災では信じられないくらいの数々の奇跡によって「東日本壊滅」が回避されました。数々の奇跡のうちひとつでもなければ、4000万人の人々が避難を余儀なくされるどころでした。それにもかかわらず原発の耐震性は今なお一般住宅の耐震性より低いままなのです。このことは電力会社が最も国民に知られたくない事実です。私たちはその事実を知ってしまったのです。大切な人を守るためにも是非このことを大切な人にお伝えください。「原発は止めるべきか、動かすべきか」を考えるためにも事実を知る必要があるからです。わが国のあらゆる問題がすべて解決した日の翌日に原発事故が起きてしまったら全ての努力は水泡に帰してしまいます。

**福島原発事故の最大の教訓はもう二度と原発事故を  
起こしてはならないということです。**

（ひぐち ひであき、1952年 - ）

元福井地方裁判所部総括判事、元名古屋家庭裁判所部総括判事等。